

## パブリックコメントでいただいたご意見（報告）

< 受付 1 >

第3章（計画書 27ページ）

「福祉サービスを提供する人材の充実や確保」について、なぜそれが求められるのかも含めて記載する方がわかりやすいのではないか。

（原案）

福祉サービスを提供する人材の充実や確保に取り組みます。

下記のとおり修正します。

（修正案）

住み慣れた地域での自分らしい暮らしを支える福祉や介護の質を高めるため、これらのサービスを提供する人材の充実や確保に取り組みます。

< 受付 2 >

堺市社会福祉協議会は、ボランティアやイベントを重視し、個別支援や生活支援は消極的に感じる。小口更生資金貸付制度も使いにくいので、行政や関係機関と連携して使いやすいものとなるようすすめていくべき。

本計画の第4章（計画書36ページ）の「（仮称）地域福祉ねっとワーカー」は、全国的に言われているコミュニティソーシャルワーカーの役割を担うものとして、今後年次的に各区社会福祉協議会にも設置していくことを計画しており、これにより社会福祉協議会の個別支援が強化されていくものと考えています。なお、小口更生資金貸付制度についてのご意見は、所管課へお伝えします。

生活保護受給審査をもう少し厳格に行うべき。

いただいたご意見は関係課へお伝えします。

< 受付 3 >

第4章（計画書 36ページ）

「（仮称）地域福祉ねっとワーカー」に関して

在宅介護支援センターと社会福祉協議会の各区事務所に配置予定の「地域福祉ねっとワーカー」は、既に、各施設に属している社会福祉士が登用されるのか。また、地域で活動する独立型の社会福祉士事務所にチャンスはないのか。

基本的には、施設等に属している社会福祉士の方に「（仮称）地域福祉ねっとワーカー」の役割を担ってもらうことを検討しています。

#### 第4章（計画書 41ページ）

「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の担い手」に関して

現状は、申請しても数ヶ月待ちとなっている。この計画により、待機者がどの程度解消されるのか。また、この事業に民間参入の可能性はあるのか。担い手確保の手段として、公募システムが構築される余地が出てくることを期待する。

地域福祉権利擁護事業の推進については、堺市社会福祉協議会と連携し、担い手確保のため、市民参加型の権利擁護事業を推進します。なお、本計画と合同策定している第4次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画の中でも重点項目として掲げています。

また、本計画で権利擁護の中核的なセンターの設置をめざすという方向性を掲げていますので、今後民間参入や担い手確保のための公募システム等についても、その中で検討していきたいと思えます。

#### <受付 4>

#### 第3章（計画書 20ページ）

「協働による活動をすすめるしくみを強化しよう」で記されている「つなぎ役」は重要である。「つなぎ役」に求められるのは

\* 話し合いの場の運営スキル

\* 話された（提案された）課題の重要度・緊急度を判断し、解決へ向けたレールに乗せていくスキル

で、まさに協議を円滑に進め、政策実現（課題解決）へドライブをかけるキーパーソンだと思う。「(仮称)地域福祉ねっとワーカー」とともに計画の実効性を左右する重要な役割を担うと思う。

ご指摘のとおり、「(仮称)地域福祉ねっとワーカー」は第2次計画の実効性を左右する重要な役割を担うこととなります。市としましても、「(仮称)地域福祉ねっとワーカー」に対しては、第4章（計画書 37ページ）に記載のとおり、ステップアップ研修の実施や事例検討会議への助言者（スーパーバイザー）派遣などのバックアップ体制をつくり、推進していきます。

#### 第4章（計画書 第4章全般）

「市が先導的・重点的に取り組むこと」は充実した内容が記述されている。年次計画が併記されると更によい。

個別事業については、別途、年次計画をつくり推進していきます。

計画書全般（計画書 2 ページ、3 ページ、5 ページ、35 ページ、37 ページ）

「公民協働」の「公」は、「官（行政）」、「産（事業者、NPO 等）」、「学」「民（市民）」の上位概念であり、「官民協働」、「民市協働」、「民産市協働」または「民産官協働」がふさわしいのではないか。

「官」という言葉には、政府や国という意味があること、なじみの薄い言葉で一般的でないこと、本計画でいう「民」には、市民だけでなく、広く民間を含んでいることなどから、ご意見を踏まえ、下記のとおり「公民協働」の定義を行い、修正します。

（原案）計画書 2 ページ

『「公」と「民」がともに参加し、みんなで協力しあってつくっていくしくみ』

（修正案）

『「公」である行政と市民・民間団体などの「民」がともに参加し、みんなで協力しあってつくっていくしくみ（公民協働）』 <定義づけ>

（原案）計画書 3 ページ

『「公」である行政と市民・民間団体などの「民」が協働して』

（修正案）

『「公」と「民」が協働して』

以降、ご指摘の該当箇所は、<定義づけ>と整合性がとれているので修正はしません。

第4章（計画書 35 ページ）

「（仮称）シニア堺市民大学」は、シニアを中心に多くの市民が求める知的欲求に答え、市民が参画する協働事業をすすめるための人材育成を行う大切な事業。地域人材の育成は喫緊の課題であり、その人材が「地域の課題解決に活躍できる体制づくり」は、「地域力（地域の課題解決能力）」を決定する重要な要素である。地域にある大学・関係機関との連携を図りつつ、その知的資産を地域の課題解決に活用する「民産官学連携」の実例を示すことも可能だと思ふ。

ご指摘のとおり、「（仮称）シニア堺市民大学」は、地域の課題解決に活躍できる人材の輩出を目的としており、「地域力（地域の課題解決能力）」を高めていく重要な要素と考えていますので、この方向性を持って推進していきます。

#### 第4章（計画書 34ページ）

「あらたな公共」については大賛成である。この良い点は「優先度の高いニーズ抽出と素早い対応策の実施」で、これが「民産市協働」または「民産官協働」にて推進される事によって、市民サイドの参画意識が大いに盛り上がり期待される。この「あらたな公共」の特徴は、1)市民を中心に多様な参加者の存在、2)スピード感のある政策展開・課題解決の実感、3)新たな事業推進体制・新しいビジネスモデルの採用、4)費用対効果の改善であり、平成21年度に「あらたな公共プロジェクト」（特別緊急プロジェクト）として目玉プロジェクトを選定・推進できれば、堺市の協働によるスピード感のある課題解決のモデルケースとすることが可能だと思う。市民、NPOやボランティア団体、事業者等の参画は、費用対効果の意識を更に高め、「行政サービスの充実を進めつつそのコストを削減すること」が期待できる。市民の市民による市民のための政策は、「協働」をより広く、より深く浸透させることが出来ると思う。

「（仮称）シニア堺市民大学」は、地域福祉分野における「新たな公共プロジェクト」のひとつの試みとして検討をすすめていきます。また、他の分野においても、市全体の方向性を検討する際に、いただいたご意見を参考とさせていただきます。

#### <受付 5>

デイサービス事業所を立ちあげようとしても、古い耐震基準では許可がでない。一方、新しい物件では貸し主の理解が得られにくいことや採算性の問題等から手が出せない。建築基準の問題ということで、公的な対応が必要である。このあたり、56年以前の古い基準で建てられた建物でも特例が認められるよう福祉行政と建設行政が連携すれば、デイサービス事業などの市民レベルの活動が促進されるのではないかと思う。

第5章（計画書 44ページ）「市の関係部局間の連携を強化し、地域福祉の視点に立った施策を推進します。」で記載のとおり、健康福祉分野に限らず、市民の暮らしに関わるさまざまな分野についても、庁内連携をすすめていく。なお、いただいたご意見は関係課へお伝えします。

<受付 6 >

第4章（計画書 36ページ）

「（仮称）地域福祉ねっとワーカー」の役割・機能がいまひとつ明確でない。

「みんなで支えあう」という考え方自体は素晴らしいものであるが、機能集団においては役割が明確でないと効果が期待できない。特に、地域包括支援センターは総合相談・権利擁護などを実施し、地域の「ネットワーク」を構築していくことが期待されているが、それとの役割分担・連携についてももう少し検討する必要がある。

「（仮称）地域福祉ねっとワーカー」については、現在、検証事業を実施していますので、その結果をふまえて、より効果的なものとなるよう検討をすすめていきます。

ホームレスの人など社会的に排除されやすい人々に対する取り組みについて

「地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要である。」（「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」社会保障審議会・福祉部会）とされている。

「地域福祉計画」の中にこそ、このソーシャル・インクルージョンの視点、ホームレスや刑余者（罪を犯した人、前科者）など、社会的に排除されやすい人々（社会的援護を要する人々）に対する取り組みについて位置づけることは必要ではないか。

ご指摘の内容は、今回の計画書には記載していませんが、第5章（計画書 44ページ）の「次期計画を展望し、この計画を推進していきます」の中でふれているとおり、十分に上げられていない事項や、計画を推進していく中で新たに対応が必要な課題については検討しながら取り組みをすすめ、次期計画に活かしていきます。

<受付 7 >

ボランティア活動に参加する者の心得として大切なことは、活動で知った個人情報をもらさないこと、思いやりある言葉使いである。長年、活動に参加していると忘れてしまいがちなことなので、教育指導をお願いしたい。

「個人情報の保護」「思いやりある言葉使い」等は、ボランティア活動の基本ですので、ボランティア活動研修会等で啓発していきます。